

水道局長交際費支出基準

「佐世保市水道局長交際費取扱いに関する指針」に基づき、支出区分毎に原則となる基準額等を、下記のとおり定める。

支出区分	基準額等
清酒	5千円以下（清酒、ビール、ジュースなど） ※清酒は原則2本（4千円以下）
生花	1万5千円以下
香典	1万円以下
会費	会費相当額
祝金	現に必要なとする額
贈答	
懇談	
賛助	
その他	